

平成 16 年 11 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社 日 伝
 代 表 者 の
 役 職 名 取締役社長 西 木 利 彦
 (登 録 銘 柄 コード番号 9902)
 問 合 せ 先 常務取締役
 総務本部長 西 木 利 博
 電 話 番 号 (06)6746-5700

売出価格及び処分価額等の決定に関するお知らせ

平成 16 年 11 月 9 日開催の当社取締役会において決議いたしました自己株式の処分及び当社株式の売出しにつきましては、売出価格及び処分価額等が未定でありましたが、本日本記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の処分にかかる株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

1. 売 出 価 格	1 株につき	1,775 円
2. 売 出 価 格 の 総 額		887,500,000 円
3. 引受価額(処分価額)	1 株につき	1,673.80 円
4. 引 受 価 額 の 総 額		836,900,000 円
5. 申 込 期 間	平成 16 年 11 月 17 日(水)～平成 16 年 11 月 19 日(金)	
6. 払 込 期 日	平成 16 年 11 月 25 日(木)	
7. 受 渡 期 日	平成 16 年 11 月 26 日(金)	

(注) 引受人は引受価額(処分価額)で買取引受けを行い、売出価格で売出しを行います。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考> 2. を参照のこと。）

1. 売 出 株 式 数		75,000 株
2. 売 出 価 格	1 株につき	1,775 円
3. 売 出 価 格 の 総 額		133,125,000 円
4. 申 込 期 間	平成 16 年 11 月 17 日(水)～平成 16 年 11 月 19 日(金)	
5. 受 渡 期 日	平成 16 年 11 月 26 日(金)	

3. 第三者割当による自己株式処分（下記<ご参考> 2. を参照のこと。）

1. 処 分 価 額	1 株につき	1,673.80 円
2. 処 分 価 額 の 総 額		125,535,000 円
3. 申込期間(申込期日)	平成 16 年 12 月 21 日(火)	
4. 払 込 期 日	平成 16 年 12 月 21 日(火)	
5. 受 渡 期 日	平成 16 年 12 月 22 日(水)	

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. 売出価格の算定

算定基準日及びその価格	平成 16 年 11 月 16 日(火)	1,840 円
ディスカウント率		3.53%

2. オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した結果、引受人の買取引受による売出しとは別に、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式 75,000 株の売出しであります。なお、オーバーアロットメントによる売出しに際し、野村證券株式会社が上記当社株主より借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成 16 年 11 月 9 日(火)開催の当社取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式 75,000 株の自己株式処分(以下「第三者割当による自己株式処分」という。)を決議しており、その払込期日は平成 16 年 12 月 21 日(火)であります。

また、野村證券株式会社は、平成 16 年 11 月 20 日(土)から平成 16 年 12 月 14 日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)借入れ株式の返却を目的として、日本証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場(当社普通株式が株式会社ジャスダック証券取引所に上場された場合は当該取引所)においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(75,000 株)を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(75,000 株)に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(75,000 株)から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村證券株式会社は第三者割当による自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため第三者割当による自己株式処分における処分株数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、第三者割当による自己株式処分における最終的な処分株数がその限度で減少し、又は第三者割当による自己株式処分そのものが全く行われな場合があります。

3. 自己株式の処分による手取金の使途

今回の自己株式の処分にかかる手取概算額 832,900 千円については、本売出しによる自己株式処分と同日付をもって決議された第三者割当による自己株式処分の手取概算額上限 124,535 千円と合わせ、手取概算額上限 957,435 千円について、全額を設備投資資金に充当する予定であります。

以 上

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書(及び訂正事項分)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。